主

被告人を懲役2年に処する。

この裁判が確定した日から4年間その刑の全部の執行を猶予する。 宮崎地方検察庁都城支部で保管中の覚醒剤2袋(令和2年領第1 45号符号1-1,2-1)及び大麻1袋(令和2年領第147 号符号8-1)を没収する。

理由

(犯罪事実)

- 第1 被告人は、法定の除外事由がないのに、令和2年6月24日頃、宮崎県小林市ab番地c被告人方において、覚醒剤である塩酸フエニルメチルアミノプロパン若干量を加熱し気化させて吸引し、もって覚醒剤を使用した。
- 第2 被告人は、みだりに、令和2年6月24日、宮崎県小林市ab番地c被告人方において、覚醒剤である塩酸フエニルメチルアミノプロパンの結晶約0.262グラム(宮崎地方検察庁都城支部令和2年領第145号符号1-1,2-1はその鑑定残量)及び大麻約1.29グラム(宮崎地方検察庁都城支部令和2年領第147号符号8-1はその鑑定残量)を所持した。

(証拠)

省略

(法令の適用)

省略

(量刑の理由)

- 1 本件は、覚醒剤使用(犯罪事実第1)並びに自己使用目的の覚醒剤所持及び 大麻所持(犯罪事実第2)の事案である。
- 2 被告人は、使用による効果を得るために、安易に、覚醒剤を使用し(犯罪事 実第1)、覚醒剤及び大麻を所持していた(犯罪事実第2)もので、犯行動機 に酌量の余地はない。

被告人は、大麻の使用を遅くとも平成27年か28年頃から、覚醒剤の使用を遅くとも平成30年頃からそれぞれ開始し、覚醒剤については、小林市に転居した令和2年4月からは毎日のように使用し、大麻については、常に自宅において所持する状態が続く中で、本件各犯行に及んだものである。この事情に照らせば、被告人には、覚醒剤及び大麻といった違法薬物に対する抵抗感の希薄さや、依存性が認められる。

そうすると,被告人の刑事責任は決して軽視することはできない。

- 3 しかし、他方で、被告人は、本件各犯行を認め、公判廷で、違法薬物及びその関係者との関係を断つ旨誓約し、反省の態度を示していること、被告人は、 ダルクへの通所を保釈後に開始し、今後も継続する旨述べており、その効果に 一定の期待ができること、被告人にはこれまで前科前歴がないことなど、被告 人にとって酌むべき事情も認められる。
- 4 そこで、これらの事情を総合考慮し、被告人に対しては、主文の刑を科した上で、今回に限って、刑の執行を猶予し、社会内での更生の機会を与えるのが相当であると判断した。
- (求刑 懲役2年、覚醒剤2袋及び大麻1袋の没収)

令和2年10月1日

宫崎地方裁判所都城支部

裁判官 古 賀 英 武